



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Albania,Bulgaria,Timor-Leste,,Japan,Sweden,Honduras,Canada,Grenada and Panama

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

「補完性の原則」を尊重することに好意を表明し、

多くの途上国・新興国が外交的問題を抱えていることにより ICC の逮捕要請に協力することが難しいという状況を想起し、

数多くの途上国が自国の司法制度の不足により、ICC の逮捕要請がなされたときに協力することが困難である可能性を考慮し、

1. 途上国の司法能力向上のための支援制度を導入することを強く要請する：
 - a. 日本やスウェーデンなどの先進国が ICC へ経済的・人力的援助や制度の提供を行う；
 - b. ICC は先進国から提供された資金を分配し、司法人材を途上国へ派遣する；
 - c. 途上国は提供された資金や司法人材を国内司法能力の向上に充て、自国の司法制度を整備する；
2. ICC の活動の透明性を向上させ ASP 締約国また非締約国からの信頼性を上げることの必要性を強く主張する：
 - a. IER 勧告について優先順位を設定した実施計画を策定し、締約国会議で定期的に進捗を確認する仕組みを導入する；
3. ICC は対話による課題解決を第一に優先し平和的な解決を重要視する.